



「幻の安土城」復元プロジェクト・歴史セミナー

シンポジウム

天下人織田信長と安土城

プログラム

10:30～11:10 テーマ1 「天下人 織田信長の誕生」

11:10～11:50 テーマ2 「織田信長と室町幕府」

11:50～12:50 休憩

12:50～13:30 テーマ3 「織田信長と朝廷」

13:30～14:10 テーマ4 「元亀争乱」

14:10～14:50 テーマ5 「織田信長の政治～経済政策・宗教政策」

14:50～15:05 休憩

15:05～15:45 テーマ6 「安土城築城」

15:45～16:30 テーマ7 「本能寺の変」

日 時：令和7年（2025）10月19日（日） 10:30～16:30

会 場：コラボしが21 滋賀県大津市打出浜2-1

主 催：滋賀県（文化スポーツ部文化財保護課）

発行日：令和7年（2025年）10月19日

編集・発行：滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL077-528-4678 FAX077-528-4956 E-Mail castle@pref.shiga.lg.jp

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/>

【パネラー】

藤田達生氏（三重大大学特任教授・三重大大学名誉教授）

『日本近世国家成立史の研究』（校倉書房 2001 年）

『天下統一 信長と秀吉が成し遂げた「革命」』（中公新書 2014 年）

『国替の誕生 天下人たちの藩〈くに〉づくり』（塙書房 2025 年）

天野忠幸氏（天理大学教授）

『増補版 戦国期三好政権の研究』（清文堂書店 2015 年）

『三好一族と織田信長』（戎光祥出版 2016 年）

『室町幕府分裂と畿内近国の胎動』（吉川弘文館 2020 年）

金子拓氏（東京大学史料編纂所教授）

『織田信長 天下人の実像』（講談社 2014 年）

『織田信長権力論』（吉川弘文館 2015 年）

『裏切られ信長 不器用すぎた天下人』（河出文庫 2022 年）

高木叙子氏（滋賀県立安土城考古博物館主幹）

「織田信長と安土城」（『近江八幡の歴史 第6巻通史Ⅰ』（近江八幡市 2014 年）

「天下人『信長』の実像 ①～⑧」（『湖国と文化』146～153号 2014・2015年）

「織田信長文書論」（藤田達生編著『織田政権と本能寺の変』（塙書房 2021 年）

稲葉継陽氏（熊本大学教授・永青文庫研究センター長）

『日本近世社会形成史論』（校倉書房 2009 年）

『細川忠利』（吉川弘文館 2018 年）

『近世領国社会形成史論』（吉川弘文館 2024 年）

福島克彦氏（大山崎町歴史資料館館長）

『畿内近国の戦国合戦』（吉川弘文館 2009 年）

『明智光秀と近江・丹波』（サンライズ出版 2019 年）

『明智光秀 織田政権の司令塔』（中公新書 2020 年）

柴裕之氏（東洋大学講師）

『織田信長 戦国時代の「正義」を貫く』（平凡社 2020 年）

『羽柴秀長 秀吉の天下を支えた弟』（角川選書 2025 年）

『秀吉と秀長』（NHK出版 2025 年）

【コーディネーター】

松下浩（滋賀県文化スポーツ部文化財保護課副主幹）

『織田信長 その虚像と実像』（サンライズ出版 2014 年）

『霸王信長の海 琵琶湖』（共著 洋泉社 2019 年）

『織田信長の城郭』（編著 戎光祥出版 2020 年）

史料1 織田信長制札（重要文化財 田徳寺蔵）

定

楽市場

一、当市場越居之者、分国往還不可有煩、并借錢・借米・地子諸役令免許訖、雖為譜代相伝之者、不可有違乱之事、

一、不可押買・狼藉・喧嘩口論事、

一、不可理不尽之使人、執宿非分不可懸申事、

右条々於違犯之輩者、速可処嚴科者也、仍下知如件、

永祿十年十月日

（花押）

史料2 織田信長制札（重要文化財 田徳寺蔵）

定

加納

一、当市場越居之輩、分国往還煩有へからず、并借錢・借米・さかり錢・敷地年貢・門なみ諸役免許せしめ訖、譜代相伝の者たりといふとも、違乱すべからざる事、

一、楽市楽座之上諸商売ふへき事、

一、をしかひ・狼藉・喧・口論・使人へからず、并宿をとり、非

分申かくへからざる事、

右条々於違背族者、可加成敗者也、仍下知如件、

永祿十一年九月日

（花押）

史料3 織田信長朱印状（善立寺蔵）

定

金森

一、楽市楽座たる上ハ、諸役令免許・并国質・所質不可押口、付理不尽之催促使停止之事、

一、往還之荷物、当町江可着之事、

一、年貢之古未進并旧借米錢已下、不可納所之事、

右於違背之輩者、可処罪科之状如件、

元龜三年九月日

（朱印）

史料4 織田信長朱印状（橘家文書）

北庄三ヶ村輕物座之事、如先規申付上、不可有相違者也、仍状如件、

天正元

八月廿五日

信長（朱印）

北庄橘屋

史料5 織田信長朱印状（橘家文書）

条々

一、唐人之座并輕物座者三ヶ庄其外一乗・三国端郷仁可有之事、

一、役錢之儀、上品之絹疋疋宛、若無沙汰之輩在之者、座を召放、

堅可申付事、

一、諸役免除之朱印、雖有遣之者、於此後者、可申付并往還之商人役錢可為拾足宛事、

右嘉吉元年六月十七日任 綸旨、可進退、德用之儀不可有相違之狀如件、

天正貳年正月 日 信長（朱印）

橘屋三郎五郎

史料6安土山下町中掟書（重要文化財 近江八幡市蔵）

定 安土山下町中

一、当所中為樂市被仰付之上者、諸座・諸役・諸公事等悉免許事、

一、往還之商人、上海道相留之、上下共至当町可寄宿、但於荷物

以下之付下者、荷主次第事、

一、普請免除事、但、御陣・御在京等御留守

難去時者、可致合力事、

一、伝馬免許事、

一、火事之儀於付火者、其亭主不可懸科、至自火者遂糺明、其身

可追放、

但、依事之跡可有輕重事、

一、咎人之儀、借屋并雖為同家、亭主不知其子細、不及口入者、

亭主不可有其科、至犯過之輩者、遂糺明可処罪過事、

一、諸色買物之儀、縱雖為盜物、買主不知之者、不可有罪科、次

彼盜賊人於引付者、任古法贓物可返付之事、

一、分國中德政雖行之、当所中免除事、

一、他国并他所之族、罷越当所仁有付候者、從先々居住之者同前、

雖為誰々家来、不可有異儀、若号給人、臨時課役停止事、

一、喧嘩・口論并国質・所質・押買・押売・宿之押借以下一切停止事、

一、至町中譴責使・同打入等之儀、福富平左衛門尉・木村次郎左

衛門尉兩人仁相屈之、以糺明之上可申付事、

一、於町並居住之輩者、雖為奉公人并諸職人、家並役免除事、

付、被仰付、以御扶持居住之輩

并被召仕諸職人等、各別事

一、博勞之儀、國中馬売買、悉於当所可仕之事、

右条々、若有違背之族者、速可被処嚴科者也、

天正五年六月日

（朱印）

史料7織田信長朱印狀（浄嚴院文書）

こんせの坊主寺領事、昨日如申聞可相渡之候、自余之坊主も此方へ越候ハ、可遣候、無左候ハ、皆可為欠所候、成其意可申付事專

一候也、

十月十日

(朱印)

「(墨引)

長谷川竹とのへ

信

野々村三十郎とのへ

」

史料8 織田信長朱印状 (大雲院文書)

今度於慈恩寺淨敝院、法華宗与宗論之儀申付候処、即遂問答、尤為勝誠手柄無比類、弥宗旨之励簡要候也、

五月廿八日

(朱印)

教蓮社聖誓

(後筆)

「天正七年

安土西光寺」

史料9 「信長公記」

(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川

文庫 一九六九年)

①元龜四年(巻八)

去程に、公方様内々御謀叛思食立の由其隠れなく候。子細は、非分の御働共御勿躰なきの旨、去年十七ヶ条を捧げ御異見の次第、

条々

一、御参内の儀光源院殿御無沙汰に付いて、果して御冥加なき次第事旧候、これに依つて当御代の儀年々懈怠なき様にと御入洛

の刻より申上ぐるの処、早思食忘れられ、近年御退転勿躰な存候事、

(中略)

一、諸事に付いて御欲がましき儀。理非も外間にも立入られざる由其聞え候。然間不思議の土民百姓に至迄も悪御所と申しなす由候。普光院殿をさ様に申したと伝承り候。其は各別の儀に候。何故かくのごとく御影事を申候哉。爰を以て御分別まいるべき歟の事。

以上、

右の旨御異見の処、金言御耳に逆り候。

②天正四年(巻九)

正月月中旬より江州安土御普請、惟住五郎左衛門に仰付けらる。二月廿三日、安土に至つて信長御座を移させられ、先御普請御意に相ひ、御褒美として御名物の周光茶碗、五郎左衛門に下され、忝き次第なり。御馬廻御山下に各御屋敷下され、面々手前々々の普請申付けらる。

四月朔日より、当山大石を以て御構の方に石垣を築かせられ、又

其内に天主を仰付けらるべきの旨にて、尾・濃・勢・三・越州、若州・畿内の諸侍、京都・奈良・堺の土工・諸職人等召寄せられ、在安土仕候て、瓦焼唐人の一観相添へられ、唐様に仰付けらる。観音寺山・長命寺山・長光寺山・伊場山、所々の大石を引下し、千・貳千・三千宛にて安土山へ上せられ候。

③天正四年（巻九）

安土山御天主の次第

石くらの高さ十二間余なり。

一、石くらの内を一重土蔵に御用ひ、是より七重なり。

二重石くらの上、広き北南へ廿間、西東へ十七間、高さ十六間ま中有り。柱数貳百四本立。本柱長さ八間、ふとさ一尺五寸、六寸四方、一尺三寸四方木。

御座敷の内、悉く布を着せ黒漆なり。

西十二畳敷、墨絵に梅の御絵を狩野永徳に仰付けられ、かゝせられ、何れも下より上迄、御座敷の内御絵所悉く金なり。同間の内御書院あり。是には遠寺晚鐘の景気かゝせられ、其前にぼんさんををかせられ、次四てう敷、御棚に鳩の御絵をかゝせられ、又十二畳敷、鵝をかゝせられ、則鵝の間と申すなり。又其の次八畳敷、奥四てう敷に雉の子を愛する所あり。

南又十二畳布、唐の儒者達をかゝせられ、又八てう敷あり。

東十二畳敷、

次三てう布、

其次、八てう敷、御膳拵へ申す所なり。

又其次八畳敷、是又御膳拵へ申す所なり。

六てう敷、御南戸、又六畳敷、

何れも御絵所金なり。

北ノ方御土蔵あり。其次御座敷、

廿六てう敷、御南戸なり。西六てう敷、

次十てう敷、又其次十てう敷、

同十二畳敷、御南戸の数七つあり、

此下に金燈炉をかせられたり。

三重め、十二畳敷、花鳥の御絵あり。則、花鳥の間と申すなり。

別に一段四てう敷御座の間あり。同花鳥の御絵あり。

次南八畳布、賢人の間にひょうたんより駒の出でたる所あり。

東麝香の間、八畳敷・十二てう敷、御門の上、

次八てう敷、呂洞賓と申す仙人并にふるつの図あり。

北廿畳敷、駒の牧の御絵あり。

次十二てう敷、西王母の御絵あり。

西御絵はなし。御縁二段広縁なり。

廿四でう敷の御物置の御南戸あり。

口に八でう敷の御座敷これあり。

柱数百四十六本立なり。

四重め、西十二間に岩に色々木を遊ばされ、則、岩の間と申すなり。

次西八畳敷に竜虎の戦あり。

南十二間、竹色々かゝせられ、竹の間と申す。

次十二間に松ばかりを色々遊ばされ、則、松の間と申す。

東八でう敷、桐に鳳凰かゝせらるゝ。

次八でう敷、きよゆう耳をあらへば、そうほ牛を牽いて帰る所

兩人出でたる故郷の躰。

次御小坐布、七畳敷、でいばかりにて御絵はなし。

北十二でう敷、是に御絵はなし。

次十二でう敷、此内西二間の所にてまりの木遊ばさる。

次八畳敷、庭子の景気、則、御鷹の間と申すなり。

柱数九十三本。

五重め、御絵はなし。南北の破風口に、四畳半の御坐敷両方にある。こ屋の段と申すなり。

六重め、八角四間あり。外柱は朱なり。内柱は皆金なり。釈門十大御弟子等、尺尊成道御説法の次第、御縁輪には餓鬼共・鬼共

かゝせられ、御縁輪のはた板にはしやちほこ・ひれうをかゝせられ、高欄ぎぼうしほり物あり。

上七重め、三間四方、御坐敷の内皆金なり。そとがは是又金なり。

四方の内柱には上竜、下竜、天井には天人御影向の所、御坐敷の内には三皇・五帝・孔門十哲・商山四皓・七賢等をかゝせられ、ひうち・ほうちやく、数十二つらせられ、挟間戸鉄なり。

数六十余あり。皆黒漆なり。御座敷内外柱惣に漆にて布を着せさせられ、其上皆黒漆なり。

上二重のなくては後藤平四郎仕候。

京・田舎衆手を尽くし申すなり。

二重めより京のたい阿弥なくなり。

御大工岡部又右衛門、漆師首刑部、

白金屋の御大工宮西遊左衛門、

瓦、唐人の一観に仰付けられ、奈良衆焼き申すなり。

御普請奉行、木村二郎左衛門。

以上、

抑当城は、深山こうくとして麓は歴々藁を並べ、軒を継ぎ、光輝、御結構の次第申し足らず。西より北は、湖水漫々として、舟の出入りみちく、遠浦帰帆・漁村夕照・浦々のいさり火、

湖の中に竹生嶋とて名高き嶋あり。又、竹嶋とて峨々ト聳へたる
巖あり。奥の嶋山・長命寺観音、暁夕の鐘ノ声音信レテ耳ニ触ル。
海より向ふは、高山比良の嶽・比叡の大嵩・如意がたけ、南は
里々の田畠平々、富士と喻し三上山、東は観音寺山、麓は海道往
還引続き、昼夜絶スト云事なし。御山の南入江渺々として御山下
門を並べ、籟の声生便敷。四方の景氣其員を尽し、御殿唐様を学
將軍の御館、玉石を研ぎ、瑠璃を延、百官快貴美を尽し、花洛ヲ
移られ、御威光・御手柄勝計ふべからず。

④天正六年（卷十二）

正月廿九日、御弓の者福田与一宿より火事出来。是偏に妻子を引
越し候はぬ故回祿の由、御詫なされ、則、菅屋九右衛門御奉行と
して、御着到を付けさせられ、御改候の処、御弓衆六十人・御馬
廻六十人、百廿人妻子超し候はぬ者一度に御折檻。御弓衆の内よ
り火を出し申すに付いて、先曲事の旨上意にて、岐阜中将信忠公
へ仰遣はされ、岐阜より御奉行出され、尾州に妻子置き申候御弓
衆の私宅悉く御放火なされ、竹木迄伏せさせられ、これに依つて、
取物も取敢へず、百廿人の女房共安土へ越し申候。今度の過怠と
して、御構の南江の内に新道を築せられ、何れも御赦免候なり。

⑤天正七年（卷十二）

五月十一日、吉日に付いて、信長御天主へ御移徙。

⑥天正八年（卷十三）

閏三月十六日より菅屋九右衛門・堀久太郎・長谷川竹西三人御奉
行として、安土御構の南、新道の北に江をほらせられ、田を填さ
せ、伴天連に御屋敷下さる。

⑦天正九年（卷十四）

御小袖皆々に下さる、人数の事、

狩野永徳・息右京助、木村次郎左衛門、木村源五、岡辺又右衛
門・同息、遊左衛門・子息、竹尾源七、松村、後藤平四郎、刑
部、新七、奈良大工

諸職人頭々へ御小袖余多拝領させられ、何れも、忝き次第なり。

⑧天正一〇年（卷十五）

正月朔日、隣国の大名・小名御連枝の御衆、各在安土候て、御出
仕あり。百々の橋より惣見寺へ御上りなされ、生便敷群集にて、
高山へ積上げたる築垣を踏みくづし、石と人と一つになつてくづ
れ落ちて、死人もあり。手負は数人員を知らず。刀持ちの若党共

は、刀を失ひ、迷惑したる者多し。

一番 御先、御一門の御衆なり。

二番 他国衆、

三番 在安土衆、

今度は大名・小名によらず、御礼錢百文づゝ自身持参候へと、堀久太郎・長谷川竹両人を以て御触れなり。惣見寺毘沙門堂御舞台見物申し、おもての御門より三の御門の内、御殿主の下、御白洲まで祇候仕り、爰にて面々御詞を加へられ、先々次第のごとく、三位中将信忠卿・北畠中将信雄卿・織田源五・織田上野守信兼此外、御一門歴々なり。其次、他国衆。各階道をあがり、御座敷の内へめされ、忝くも御幸の間拝見なさせられ候なり。御馬廻・甲賀衆など御白洲へめされ、暫時逗留の処、御白洲にて皆々ひゑ候はんの間、南殿へ罷上り、江雲寺御殿を見物仕候へと上意にて、拝見申候なり。

御座敷惣金、間毎に狩野永徳仰付けられ、色々様々あらゆる所の写絵筆に尽くさせられ、其上四方の景氣、山海・田園・郷里、言語道断面白き地景申すに計りなし。是より御廊下続きに参り、御幸の御間拝見仕候へと御錠にて、かけまくも忝き、一天君・万乗の主の御座御殿へ召上せられ、拝濫に及ぶ事、有難く、誠に生前の思ひ出なり。御廊下より御幸の御間、元来檜皮葺、金物日に光

り、殿中悉く惣金なり。何れも四方御張付け、地を金に置上げなり。金具所は悉く黄金を以て仰付けられ、斜粉をつかせ、唐草を地ぼりに、天井は組入れ、上もかゝやき下も輝き、心も詞も及ばれず。御畳、備後表、上々に青目なり。高麗縁、雲絹縁、正面より二間の奥に、皇居の間と覺しくて、御簾の内に一段高く、金を以て塋立、光輝き、衣香当を撥四方に薫じ、御結構の所あり。東へ続ひて御座敷、幾間もこれあり。爰には御張付、惣金の上に色絵に様々かゝせられ、御幸の御間拝見の後、初めて参り候御白洲へ罷下り候処に、御台所の口へ祇候候へと上意にて、御厩の口に立たせられ、十正宛の御礼錢、忝くも信長直に御手にとらせられ、御後へ投させられ、他国衆、金銀・唐物、様々の珍奇を尽し上覧に備へられ、生便敷様躰申し足らず。

史料10 阿茶書状（『長祿卿記紙背文書』）

ミやうねんハあつちへ大りさまきやうこう申され候はんよし、

史料11 足利義昭・織田信長条書（奥野高広『増訂 織田信長文書の研究』二〇九号）

（黒印：足利義昭）

条々

一、諸国へ以御内書被仰出子細有之者、信長二被仰聞、書状を可添申事、

一、御下知之儀、皆以有御棄破、其上被成御思案、可被相定事、

一、奉対公儀、忠節之輩二雖被加御恩賞・御褒美度候、領中等於無之ハ、信長分領之内を以ても、上意次第二可申付事、

一、天下之儀、何様二も信長二被任置之上者、不寄誰々、不及得上意、分別次第可為成敗之事、

一、天下御静謐之条、禁中之儀、每事不可有御油断之事、

已上

永祿十三

正月廿三日

(朱印：織田信長)

日乘上人

明智十兵衛尉殿

史料12 足利義昭御内書(大槻文書)

対当可抽密節由、翻法印、言上慥被聞方訖、寔無一覺悟、最感悦候、然者無親陳通遺誓詞、存知其旨、弥忠功肝要、急度及行、天下静謐御馳走不可有油断事專二候、猶一色駿河守可申候也、

五月十三日

(花押)

法性院

史料13 丹羽長秀書状

(封紙上書)

「 惟住五郎左衛門尉

勸修寺中納言殿 長秀

参御報

(墨引)

羽賀寺領之儀付而、重而被成下、御奉書候、謹而致頂戴候、最前如申上候、信長雖被申付候、応二勅命、悉如先々二可令寺納之旨、堅申付候、不可有異儀御座候、此等之趣可然様可預御披露候、恐惶謹言、

十二月十七日

長秀(花押)

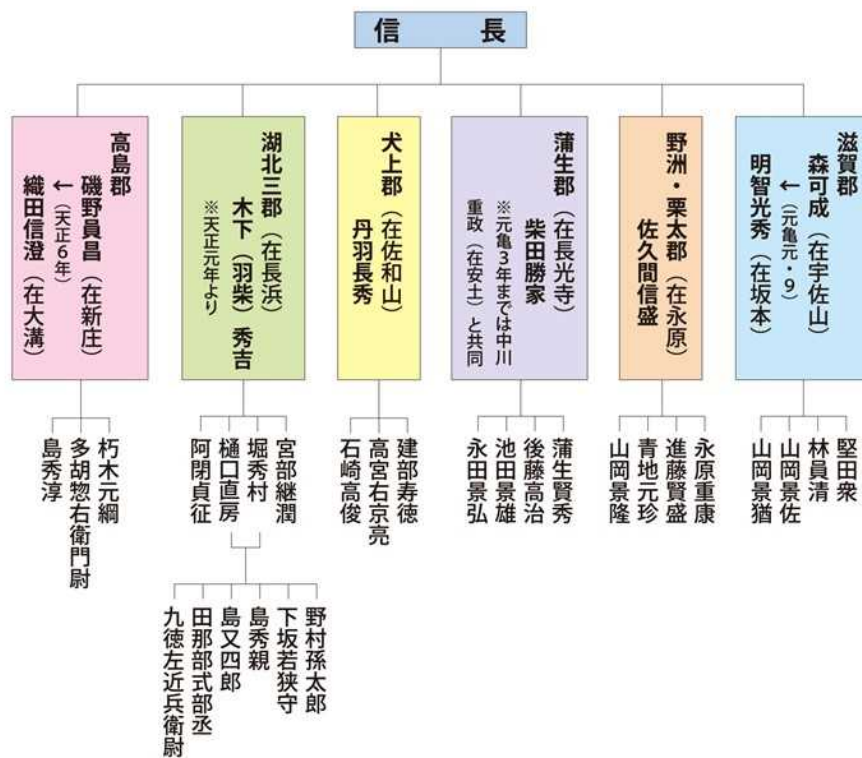
勸修寺中納言殿

史料14 織田信長書状写(『二条宴集日記』)

禁中御修理、武家御用、其外為天下弥静謐、来中旬可参洛候条、各有上洛、御礼被申上、馳走肝要候、

□(正)月□(三)日 信長

依仁躰文躰可有上下、

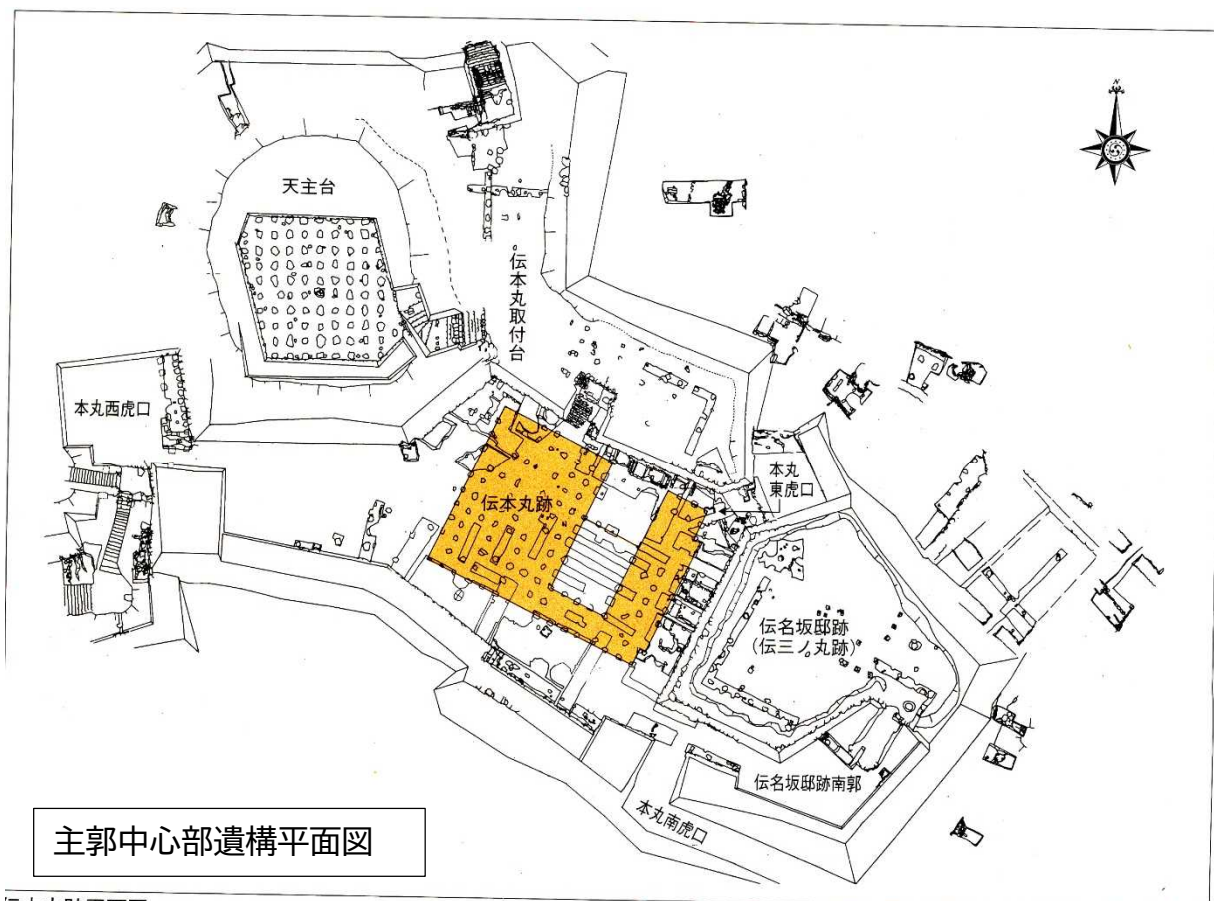


近江国内分郡支配図 (元龜年間～天正初年) 谷口克広氏作成図 (参考文献参照) を元に加筆

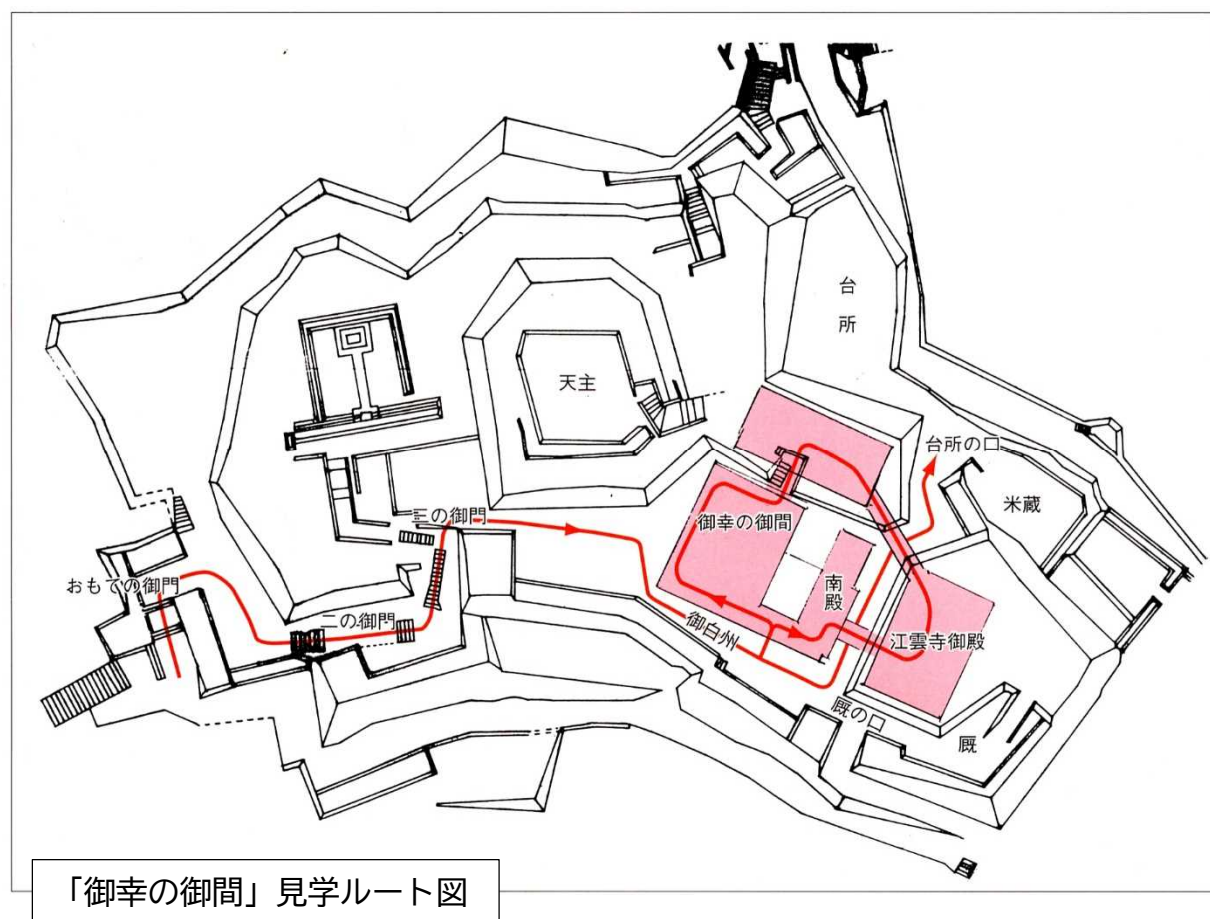


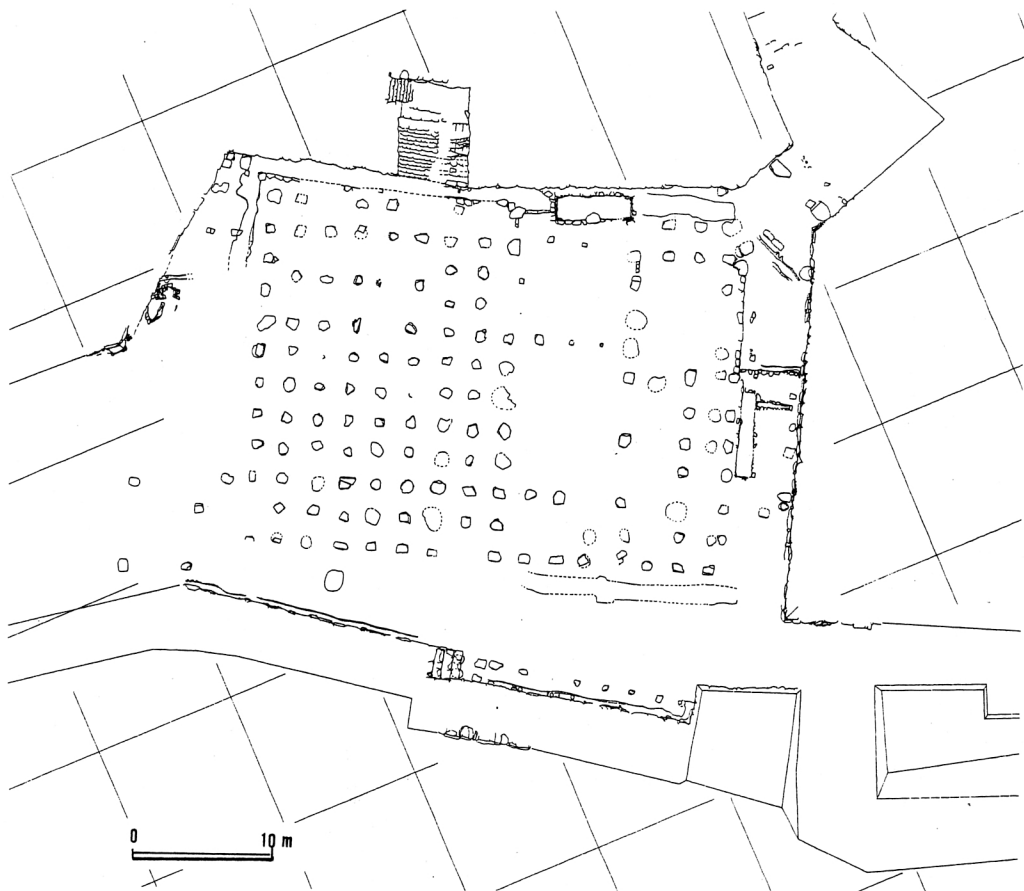
資料名	安土城跡平面図
資料番号	100-100-100
資料形式	平面図
資料内容	安土城跡の平面図を示す。城跡の形状、主要な建物跡、堀跡、石垣跡などが示されている。
資料の現状	良好
資料の保存状況	良好
資料の管理状況	良好
資料の利用状況	良好



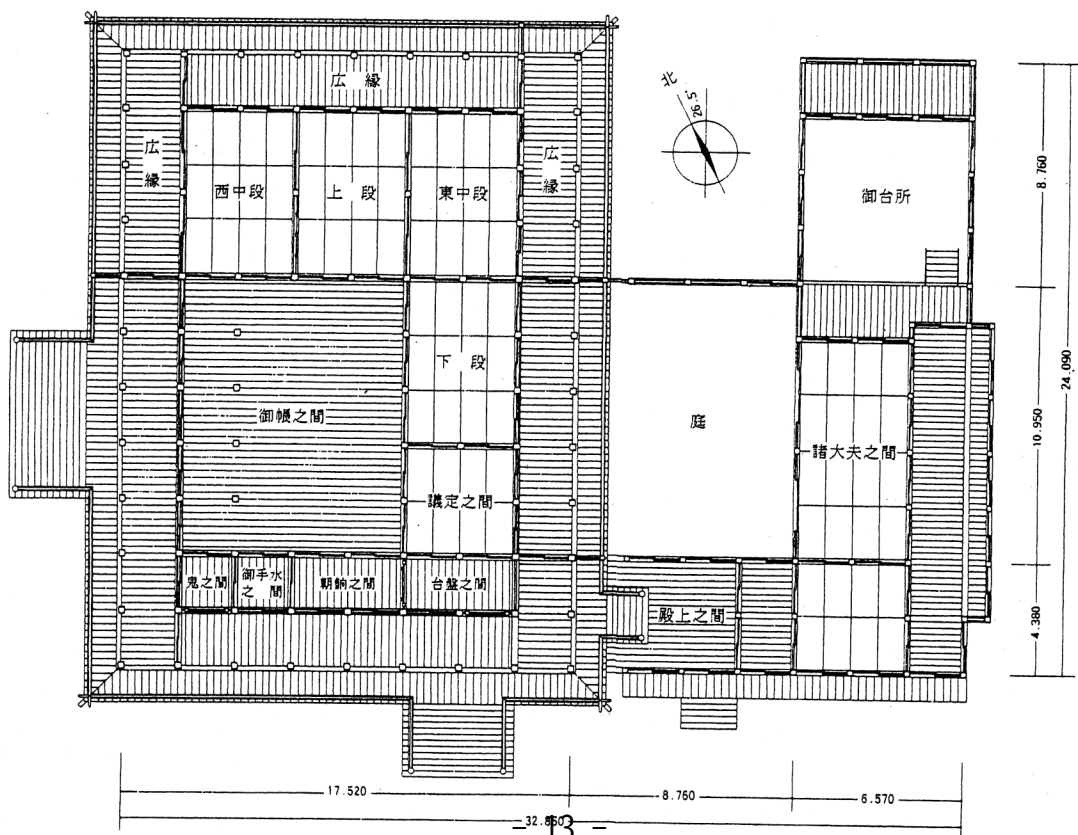


伝本丸跡平面図

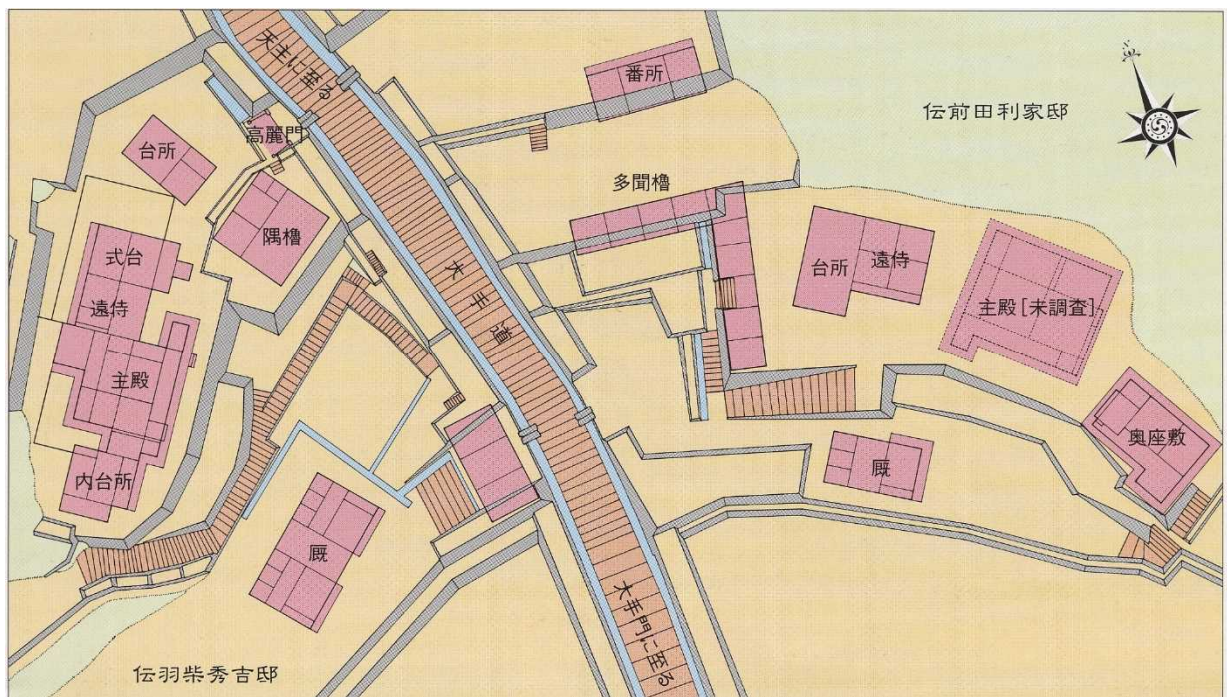




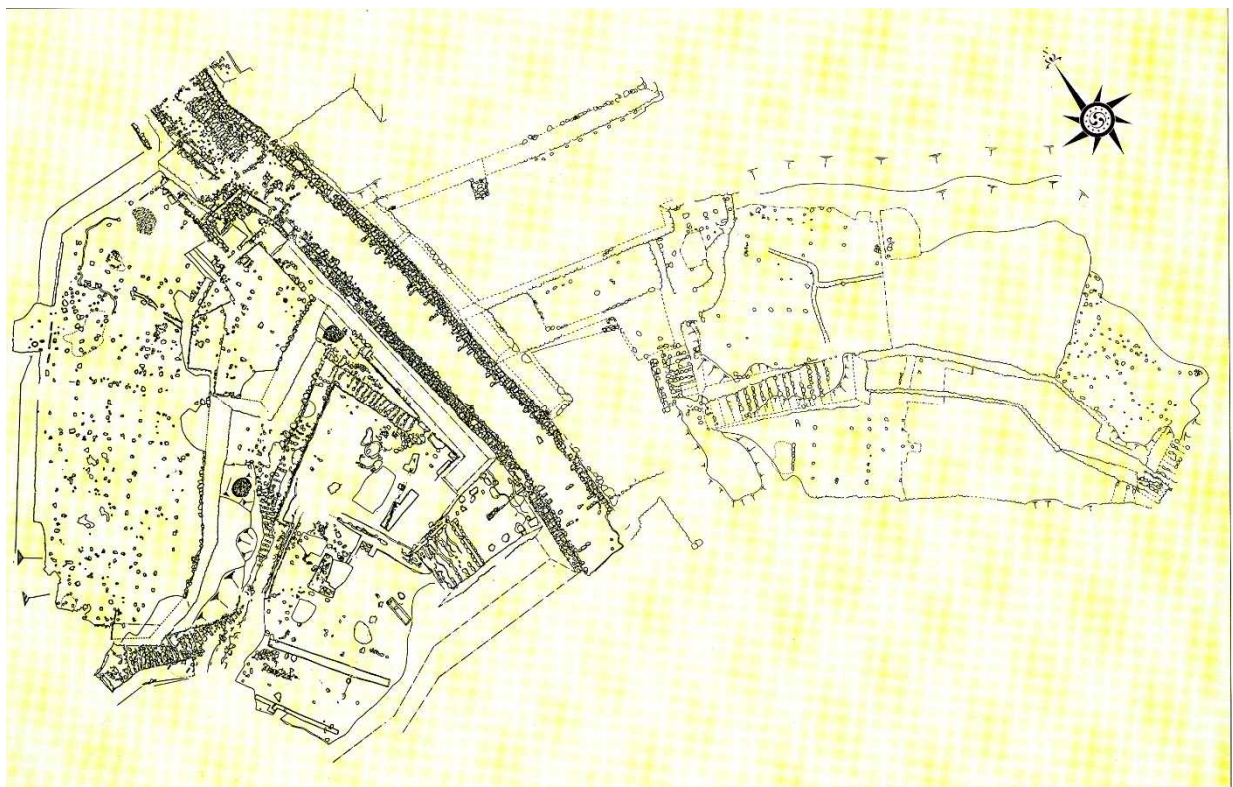
本丸跡遺構平面図



本丸建物復元平面図

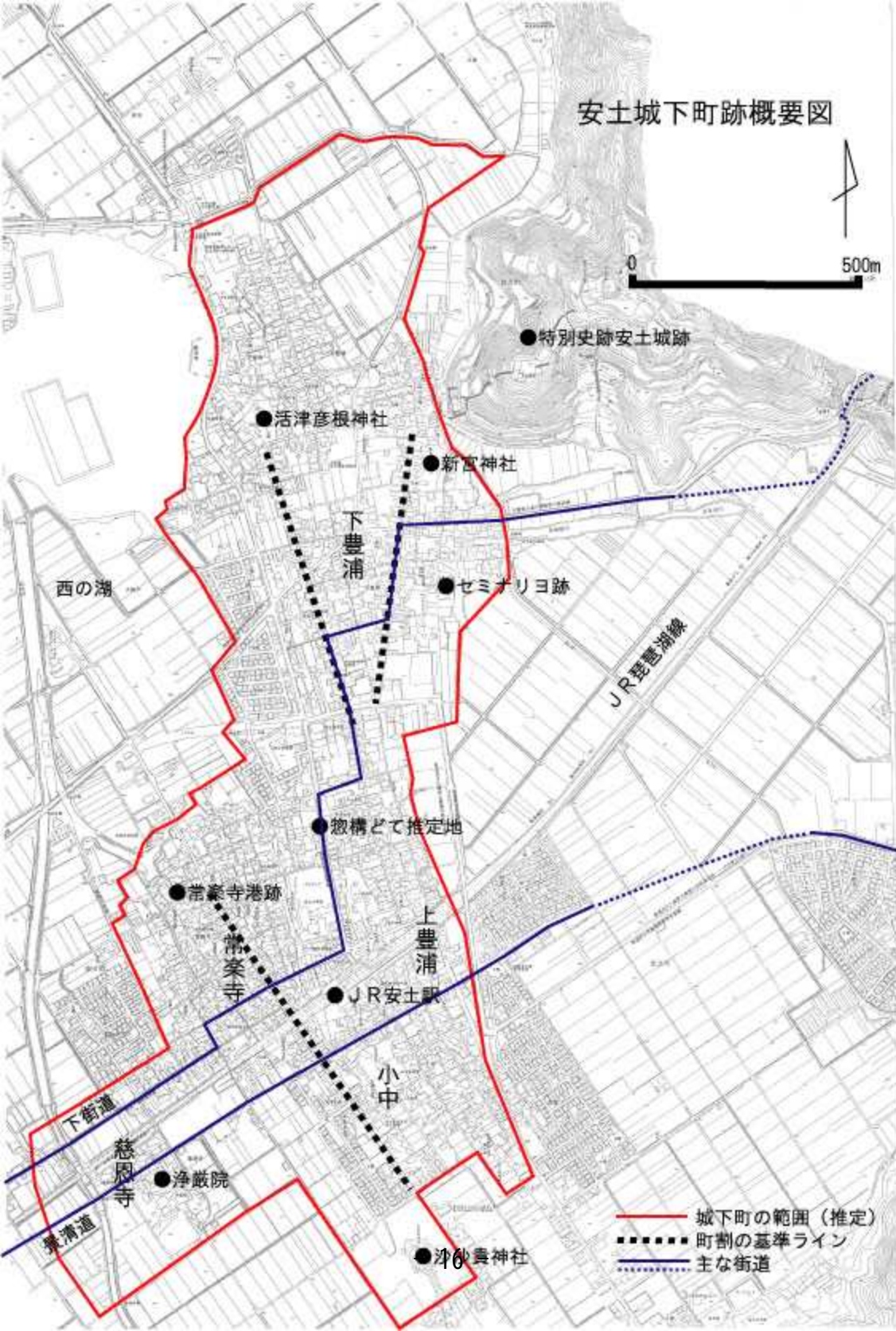


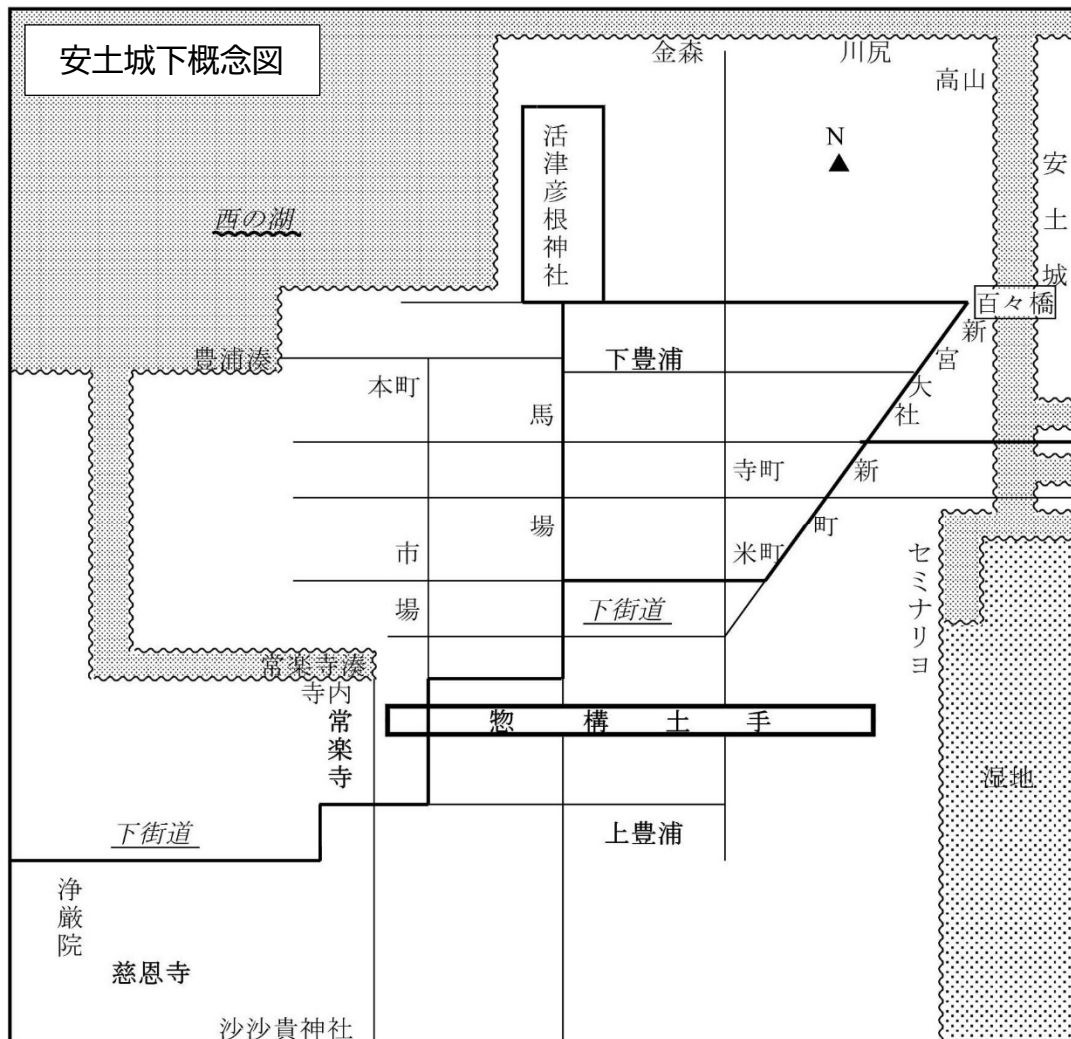
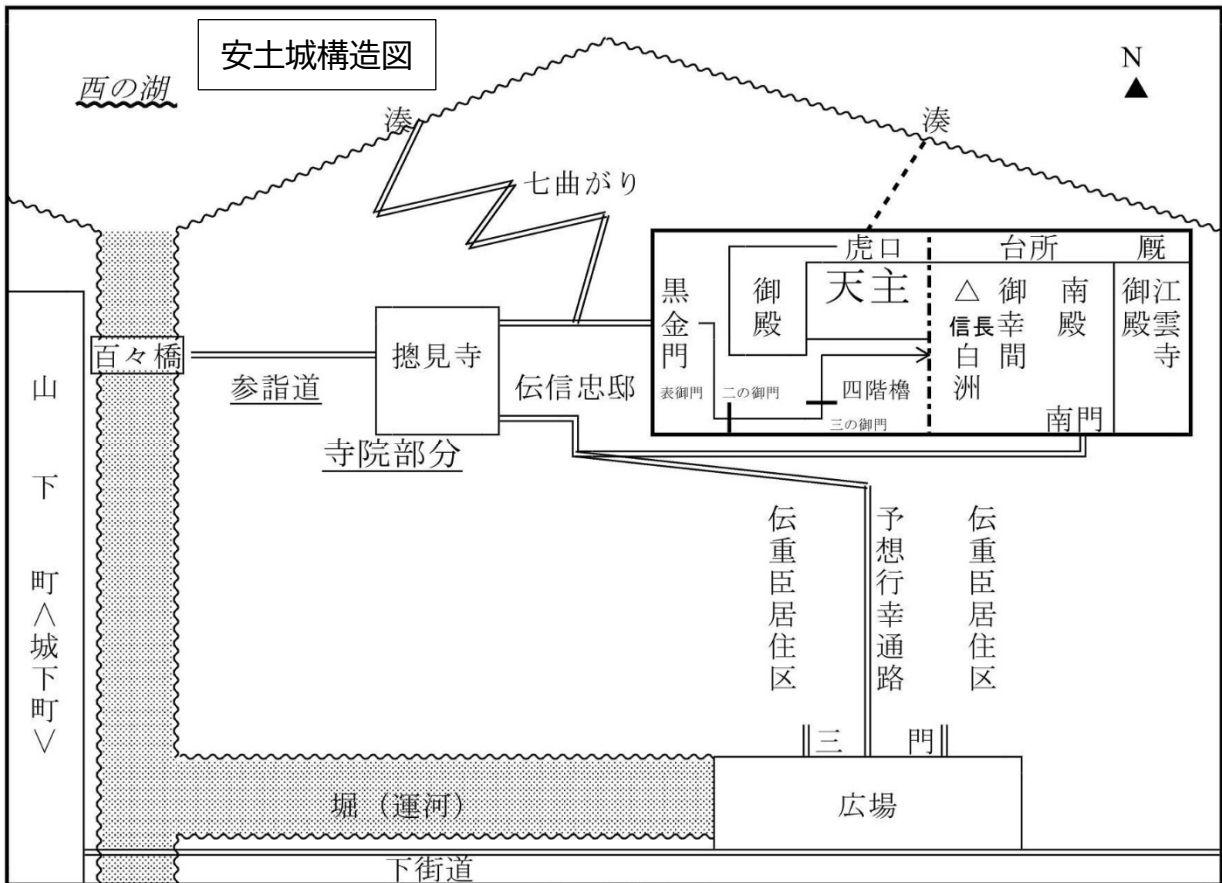
伝羽柴秀吉邸・伝前田利家邸復元平面図



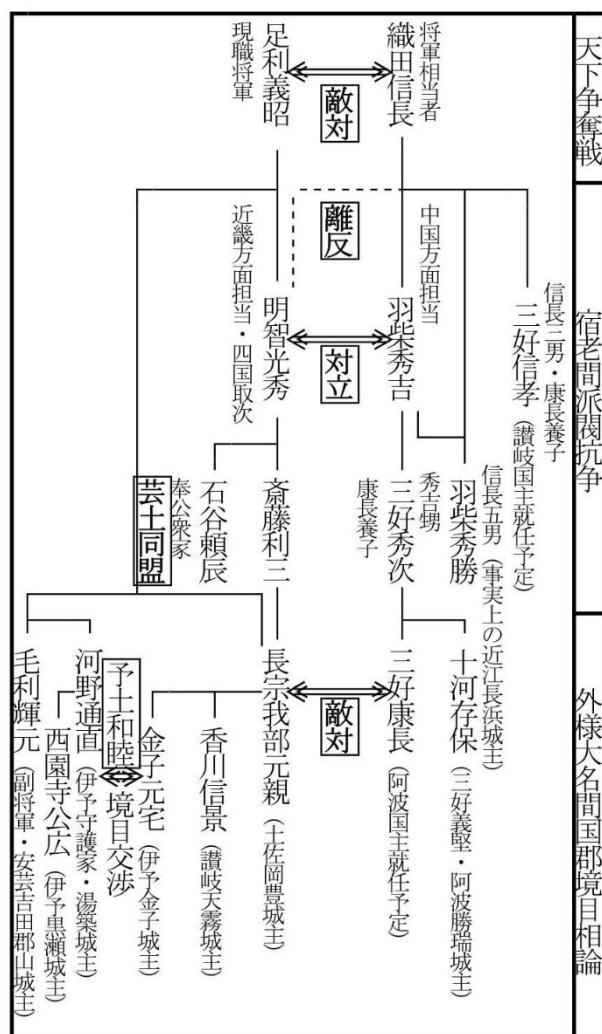
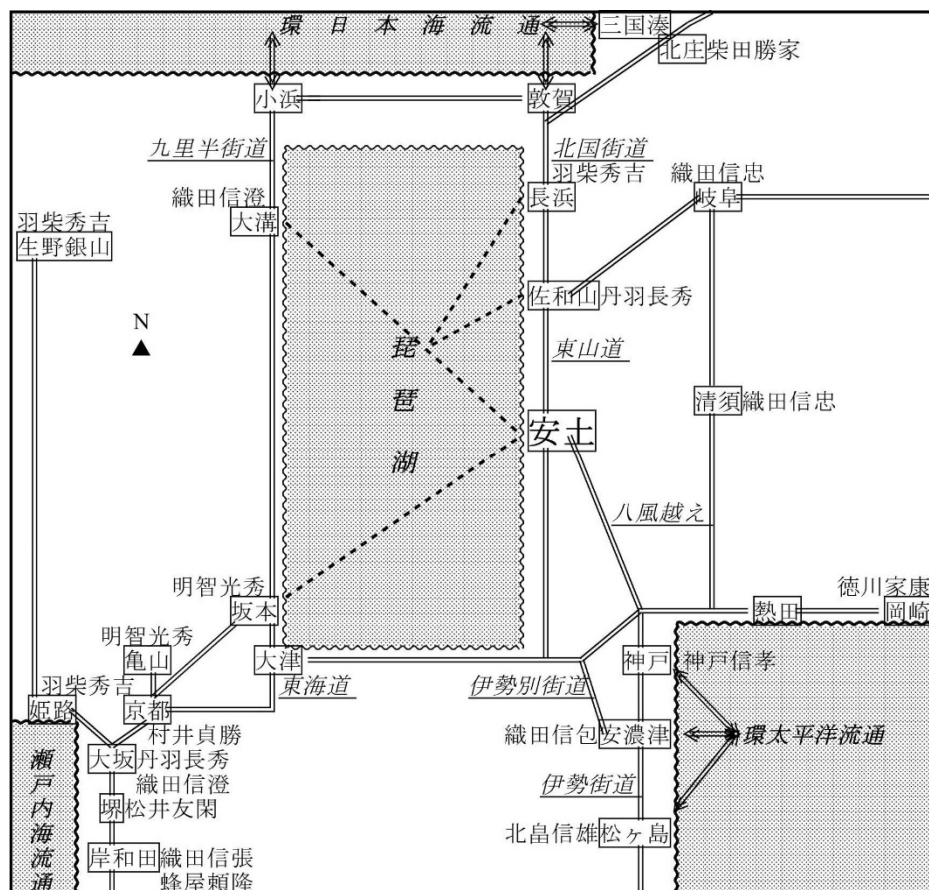
伝羽柴秀吉邸跡・伝前田利家邸跡遺構平面図

安土城下町跡概要図





三つの海を制する
ネットワーク概念
図



天正10年政变構造図



金銅亀甲文透釣燈籠（体阿弥作）（京都市豊国神社蔵）

□ 織田信長画像（近江八幡市惣見寺蔵）

令和7年度秋季特別展

安土城築城450年記念

天下人の城 安土城



令和7年

10月11日（土）— 11月16日（日）

開館時間 午前9時～午後5時 ※入館は午後4時30分まで

休館日 月曜日 ※ただし、月曜日が祝日の場合は翌日

入館料 大人970円（750円）／大学生700円（520円）／

小中高生420円（310円）／県内高齢者（65歳以上）510円（390円）

※（ ）は20人以上の団体料金です。

主催 滋賀県立安土城考古博物館

安土城跡出土 四葉飾金具

（滋賀県蔵）



四季山水図屏風 左隻（富雪美術館蔵）



— 近江風土記の丘 —

滋賀県立 安土城考古博物館
Shiga Prefectural Azuchi Castle Archaeological Museum

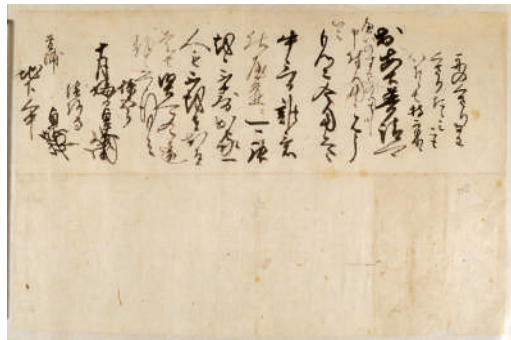
天下人の城 安土城

来たる令和8年は、織田信長が近江国安土の地で築城に着手して450となる記念の年です。高層天主や高石垣・金箔瓦を備えた安土城は、後の城郭のモデルとなる画期的な城でしたが、10年も経たないうちに焼失してしまったため、その具体的な姿は謎に包まれています。

天下人となった信長が建てた城は、どのようなものだったのでしょうか。残されたわずかな資料や、発掘調査の成果、築城に関わった人々の残した作品や資料などから、在りし日の姿を考えます。



□ 織田信長朱印状一立入家文書（京都市歴史資料館蔵）



● 阿閉貞征・同貞大連署書状一菅浦文書（長浜市須賀神社蔵）



言經卿記一自筆本（京都大学附属図書館蔵）



丹羽長秀画像模写（東京大学史料編纂所蔵）



△ 三十六歌仙図屏風（多賀町多賀大社蔵）のうち左隻

【主な展示資料】

- は国宝 ○は重要文化財 △は県指定文化財 □は市指定文化財
- 織田信長画像（近江八幡市徳見寺蔵）
- 近江国蒲生郡安土古城図（近江八幡市徳見寺蔵）
- 織田信長朱印状一専福寺文書（岐阜市専福寺蔵）
- 織田信長朱印状一立入家文書（京都市歴史資料館蔵）
- 丹羽長秀画像一模写（東京大学史料編纂所蔵）※10/18～11/16
- 言經卿記一自筆本（東京大学史料編纂所蔵）
- 教皇グレゴリオ十三世偉業要略（京都外国語大学付属図書館蔵）
- △ 三十六歌仙図屏風（多賀町多賀大社蔵）
- 四季山水図屏風 左隻（香雪美術館蔵）
- 金銅亀甲文透釣燈籠一休阿弥作（京都市豊国神社蔵）

秋季特別展記念対談

10月18日(土) 14:00～15:30

「天下人の城 安土城」

講 師：藤田達生氏（三重大学教育学部特任教授）
稲葉継陽氏（熊本大学永青文庫研究センター長）

会 場：当館2階セミナールーム

参加費：1,500円（特別展観覧料を含む）

定 員：120名（先着順）

秋季特別展関連講座

① 11月1日(土) 13:30～15:00

「安土城の復元を考える 2025」

講 師：木戸雅寿氏（滋賀県文化財保護課参事員）

② 11月9日(日) 13:30～15:00

「瓦研究から見た安土城」

講 師：佐藤佑樹（当館学芸員）

参加費：500円（資料代）

定 員：120名（先着順）

※いずれも当館2階セミナールーム

城郭探訪

① 11月2日(日) 13:00～16:00 定員：20名

「安土城跡」

② 11月23日(日) 10:00～16:00 定員：10名

「観音寺城跡と桑實寺」

参加費：2,000円（入山料、入館料、保険料含む）雨天中止
ホームページの予約フォームからお申し込みください。



〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦 6678
Tel. 0748-46-2424 Fax. 0748-46-6140
e-mail: gakupei@azuchi-museum.or.jp
URL: <https://www.azuchi-museum.or.jp>

最新の情報は当館のホームページにてご確認ください。
<https://www.azuchi-museum.or.jp>

安土城考古博物館



近江風土記の丘
滋賀県立 安土城考古博物館
Shiga Prefectural Azuchi Castle Archaeological Museum

※滋賀県立安土城考古博物館は、(公財)滋賀県文化財保護協会が指定管理をしています。

【追加】

史料15 織田信長朱印状（岐阜市歴史博物館所蔵文書）

（猶々書 省略）

多聞有之高矢倉、此方へ取越候、其方領中人夫申付、至木津相届之上、山城代官両三人ニ可相渡候、大工事、早々召寄、こほたせ可然候、為其」 「又木津までの人夫、無」 「松永右衛門佐二も可申候、可成其意候也、

（天正5年）

（織田信長）

六月一日

（朱印）

筒井順慶

史料16 織田信長禁制（多賀大社文書）

禁制

多賀大社并町

一、当手軍勢濫妨・狼藉之事、

一、陣取・放火之事、

一、伐採竹木、相懸非分課役事、

右条々、堅令停止訖、若於違犯輩者、速可処嚴科者也、仍而執達如件、

永祿十一年八月日

弾正忠（朱印）



天主台石垣



伝本丸跡



伝黒鉄門跡



石仏（大手道）



宝篋印塔（大手道）



大手道直線部